

自転車使ってますか？『北海道自転車条例』 みんなで守って交通安全！

皆さんは昨年4月から施行された『北海道自転車条例』をご存知でしょうか？これは、自転車による事故の防止により、地域の交通事故を未然に防ぐとともに、自然豊かな北海道観光を自転車で楽しみたいという観光（サイクルツーリズム）のニーズを背景に生まれたものです。条例には下記のような内容が明記されていますので、皆で今一度意識し、交通事故を未然に防ぎましょう。

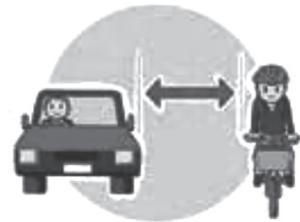
乗車用ヘルメットの着用

- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。転倒したときに衝撃から頭を守ってくれます。
- 事業者の方は従業員等へのヘルメット着用を推奨しましょう。



自動車等運転者は 思いやりのある運転を 心がけましょう。

- 自動車ドライバーは、自転車を追い越す際には自転車との安全な間隔を確保しましょう。



夜間はライトを点灯し、自転車の側面には 反射器材を付けましょう

- 薄暗くなってきたら、早めにライトを点灯し、自らの安全確保に努めましょう。
- 自転車の前部にライトを装着するだけでなく側面にも反射器材をとりつけましょう。



上ノ国駐在所 白澤警部補

北海道自転車条例が施行されてから1年が経過しましたが、町内を巡回していると、まだまだ浸透しておらず、もっと周知に力を入れなければと痛感することがあります。特に、ヘルメットの着用は大きさに思われるかもしれませんが、自転車の絡む交通死亡事故の7割を占める頭部への損傷を防ぐため、非常に重要です。

子どもたちを守るためにも、親御さんは是非お子さんにヘルメットを着用させるようお願いいたします。

詳しくは、北海道のホームページを！

お問い合わせ

北海道 総合政策部 地域創生局 地域戦略課

北海道 自転車条例

検索

TEL:011-204-5148 FAX:011-232-2743



江差警察署からのお知らせ 70歳以上の方の運転免許証更新について

70歳以上の方には、運転免許更新時期の約半年前に北海道公安委員会より『高齢者講習を受けてください』という内容の通知が届きます。しかし、更新期限ギリギリに自動車学校で受講しようとする、**なかなか予約が取れず、免許を失効してしまう事例が見受けられます。**もしお手元に通知が届きましたら、すぐに高齢者講習の受講予約をするようご注意ください。

■お問い合わせ 江差警察署 (☎0139-52-0110)

70歳以上の方の免許更新の流れ

1. 通知書が届く
2. 自動車学校で受講予約をする
3. 自動車学校で高齢者講習を受ける
4. 警察署で更新手続きをする
5. 新しい免許証を警察署に取りに行く